

薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 2 2 号

薩摩川内市入来麓交流館条例の一部を改正する条例

薩摩川内市入来麓交流館条例（令和 4 年薩摩川内市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 2 3 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（個人情報の取扱い）

第 2 2 条 指定管理者は、交流館の管理に関する業務について知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 1 4 条中「使用者は、その使用により」を削り、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 2 1 条とする。

第 1 3 条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 2 0 条とする。

第 1 2 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 1 9 条とする。

第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第 4 号中「第 6 条」を「第 1 3 条」に改め、同項第 5 号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第 1 8 条とする。

第 1 0 条を第 1 7 条とし、第 9 条を第 1 6 条とし、第 8 条を第 1 5 条とする。

第 7 条中「第 5 条」を「第 1 2 条」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 6 条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 5 条の見出し中「使用の許可」を「使用許可」に改め、同条第 1 項中「教育委員会に」を「指定管理者に」に、「教育委員会の許可（以下「使用許可」という。）」を「使用許可」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 4 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 3 条第 2 項中「薩摩川内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を

「市長」に改め、同条を第 10 条とする。

第 2 条の次に次の 7 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 3 条 交流館の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者が行う交流館の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の維持管理に関する業務
- (2) 交流館の運営に関する業務
- (3) 交流館の使用の許可（以下「使用許可」という。）及び使用許可の取消し等に関する業務
- (4) 交流館の使用に係る料金（以下「使用料」という。）の収受に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、交流館の管理に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、交流館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が交流館の利用者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が交流館の適切な維持管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 7 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 9 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 交流館の管理に関する業務の実施状況及び使用状況
- (2) 使用料等の収入実績
- (3) 交流館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による交流館の管理の実態を把握

するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、交流館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に関する業務又は経理の状況について定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の薩摩川内市入来麓交流館条例（以下「改正後の条例」という。）第6条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。